指定通所リハビリテーション兼
指定介護予防通所リハビリテーション事業所
運　営　規　程

医　療　法　人　み　ず　ほ　会

ケアビレッジすさき　通所リハビリテーション

通所リハビリテーション兼介護予防通所リハビリテーション

運　営　規　程

（趣旨）

第１条　この規程は、医療法人みずほ会が開設する通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び運営管理等に関する事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　事業は、事業所の提供に当たる医師等の従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、必要なリハビリテーションを行うことにより、事業所の利用者（以下「利用者」という。）の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供するものとする。

２　従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

３　事業の実施に当たっては、常に利用者の症状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　　ケアビレッジすさき 通所リハビリテーション

所在地　　須崎市多ノ郷甲５７４１

連絡先　　電話０８８９－４３－１１６６　ＦＡＸ０８８９－４３－１１６５

管理者　　須崎医療クリニック院長　家石　潔

介護保険指定番号　　高知県　第　３９７０６００２４７　号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　事業所に、管理者及び従業者を次のとおり配置する。

医師(管理者)　１名以上　　介護福祉士および介護職員　　１名以上

支援相談員　　１名以上　　理学療法士および作業療法士　１名以上

合計 4 名以上とする。

２　前項に掲げる職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　管理者は、事業所の管理運営を統括し、所属職員を指揮監督し、業務を処理する。

（２）　医師をはじめとする専門士及び介護職員等は、それぞれの利用者に応じた事業を提供する。

（利用定員）

第６条　事業の定員は、サービス提供日 1 日につき 1 単位 40 名とする。

（営業日及び営業時間、サービス提供時間）

第７条　事業所の営業日は、月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日は実施しない。

２　事業所の営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとし、サービス提供時間は、午前９時 40 分から午後 3 時 50 分までとする。

（事業の提供方法、内容及び利用料等）

第８条　従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、事業の目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した事業計画を作成するものとする。

２　従業者は、利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した事業の提供を行うものとする。

３　利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、個々の利用者の介護負担割合証に則り、自己負担金を徴収する。

法定代理受領分以外の利用料として、次の額を徴収する。

（１）昼食代　　1 日 600 円(税込)

（２）おやつ代　　1 日 50 円(税込)

（３）教養・娯楽費　　1 日 50 円(税込)

（４）日用品費　　1 回 50 円(税込)

※日用品費は、連絡帳が必要な場合に１冊の代金として徴収し、紛失や使用完了等に伴う交換の際に随時、徴収する。

以上、合計 750 円(税込)とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第９条　サービスの利用にあたっては、利用申し込み者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申し込み者の同意を得る。
２　利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に、記載された事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
３　利用開始にあたっては、利用申し込み者とその家族に対し、居宅サービス計画に基づき通所リハビリテーション計画書もしくは介護予防通所リハビリテーション計画書を記した文書を交付して説明を行い、利用申し込み者の同意を得る。
４　災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
５　利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

（非常災害対策）
第 10 条　消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
２　防火管理者並びに火元責任者を置く。
３　始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
４　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
５　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
６　防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を年 2 回以上実施する。
７　その他災害防止対策についても、必要に応じ対処する体制をとる。

（通常の事業の実施地域）
第 11 条　通常の事業の実施区域は、須崎市・津野町（旧葉山村地域）・中土佐町（久礼地域）・土佐市（蓮池）～市野々）の区域とする。

（個人情報の保護）
第 12 条　事業所及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び厚生労働所省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守適切な取り扱いに努める。
２　事業所は、従業者が退職した後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう雇用契約書に明記している。
３　事業所は、関係機関などに対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ書面で利用者の同意を得ることとする。

（高齢者虐待防止の推進）

第 13 条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などの活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）　上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の適正化の推進）

第 14 条　事業所は、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため、緊急でやむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

２　やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（業務継続計画の策定など）

第 15 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずる。

２　事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症及び感染症発生以時の対応）

第 16 条　事業所は、当事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように各号を掲げる措置を講ずる。

（１）　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメント防止対策）

第 17 条　事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第 18 条　事業所は、利用者等による暴言、脅迫、侮辱、過度な要求、長時間の拘束、契約の範囲を著しく超えるサービスの要求、不当な損害賠償請求、SNS 等による不当な晒し行為その他社会通念上許容される範囲を超える言動（以下「カスタマーハラスメント」という。）から従業者を保護するため、必要な体制整備及び対応方針を定めるものとする。

２　カスタマーハラスメントが認められる場合、事業所は従業者の安全確保のため、担当者の変更、サービス提供方法の見直し、必要に応じて警察・行政機関への相談等の措置を講じることができる。

３　カスタマーハラスメントが継続し、事業運営に重大な支障が生じる場合は、契約の継続が困難となることがあり、必要な措置を講じるものとする。

この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、医療法人みずほ会が定めるものとする。

附　則

(1)　この規定は、平成 18 年 6 月 12 日から施行する。
(2)　この規定は、平成 19 年 10 月 1 日、一部を改訂した上で、同日から施行する。
(3)　この規定は、平成 20 年 4 月 21 日、一部を改訂した上で、同日から施行する。
(4)　この規定は、平成 21 年 5 月 1 日、一部を改訂した上で、同日から施行する。
(5)　この規程は、平成 26 年 2 月 1 日、一部を改訂した上で、同日から施行する。
(6)　この規程は、平成 28 年 11 月 11 日、一部を改訂した上で、同日から施行する。
(7)　この規定は、令和 6 年 4 月 1 日、一部を改訂した上で、同日から施行する。
(8)　この規定は、令和 7 年 4 月 1 日、一部を改訂した上で、同日から施行する。
(9)　この規定は、令和 8 年 10 月 1 日、一部を改訂した上で、同日から施行する。